

日 薬 情 発 第 60 号
令和 4 年 7 月 22 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 川上純一

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.188」の提供について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 7 月 15 日、日本医療機能評価機構より、「医療安全情報 No.188」が公表されました。

貴会会員にご周知いただく等、医療事故の発生及び再発防止のためにご活用下さい。



事故防止72号
2022年7月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 188」 の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、7月15日に「医療安全情報 No. 188」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。



No.188 2022年7月

下肢閉塞性動脈硬化症の患者の 弾性ストッキングの着用

下肢閉塞性動脈硬化症の患者に弾性ストッキングを着用させた事例が7件報告されています(集計期間:2018年1月1日~2022年5月31日)。そのうち6件は、着用後に下肢に虚血症状を生じています。この情報は、第48回報告書「個別のテーマの検討状況」で取り上げた内容をもとに作成しました。

下肢閉塞性動脈硬化症(ASO)の患者に弾性ストッキングを着用させ、影響があった事例が報告されています。

弾性ストッキングを着用させた主な背景

患者のASOの把握不足	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師は診療録を確認しておらず、患者がASOであることを把握していなかった
知識不足	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師は、ASOの患者が弾性ストッキングを着用することのリスクを知らなかった ・看護師は、ASOの患者に弾性ストッキングの着用が禁忌であるという知識がなかった
着用の可否の未検討	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師は、弾性ストッキングの着用の可否を検討していなかった ・看護師は、術前は弾性ストッキングを着用させると思っていた

◆弾性ストッキングの種類により、添付文書の【警告】や【禁忌・禁止】の記載内容が異なることがあります。

下肢閉塞性動脈硬化症の患者の弾性ストッキングの着用

事例 1

初療を担当した救急科の医師は、救急搬送された患者にASOがあることを把握し、診療録に記載した。入院後、消化器科の主治医は初療時の診療録を確認しておらず、弾性ストッキングの着用を指示した。看護師も、初療時の診療録を確認しておらず、患者に弾性ストッキングを着用させた。3日後、患者が足の痛みを訴え、確認したところ足趾の付け根に発赤を認めた。

事例 2

内科主治医は、患者に左下肢深部静脈血栓症を認めたため循環器科にコンサルトした。その際、患者がASOであることを伝えなかった。循環器科医師は、弾性ストッキングを着用させるよう回答した。主治医・看護師は、ASOの患者が弾性ストッキングを着用することのリスクを知らず、着用させた。4日後、看護師が患者の左下肢の皮膚が暗赤色となっていることに気付いた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・医師・看護師は、患者に弾性ストッキングを着用させる前にASOの既往がないか確認する。
- ・医師・看護師は、弾性ストッキングの添付文書の【警告】【禁忌・禁止】を確認し、着用の可否を検討する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

取り組みのポイント

- ・弾性ストッキングの適応基準や注意点を明確にして周知する。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話 : 03-5217-0252(直通) FAX : 03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>